

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度のご案内

1 制度の概要

汲み取り便所の水洗便所への改造や、浄化槽を撤去し、公共下水道へ接続する工事にかかる費用の経済的負担を軽減するため、市が金融機関に融資のあっせんをし、発生する利子を市が負担する制度です。

2 融資あっせんの対象

申請者が、以下の条件全てを満たしていること。

- (1) 下水道供用開始（予定）区域内の建築物を所有している個人の方や占有（使用）していて、所有者の同意を得ている個人の方。
※法人は、本制度をご利用いただけません。
- (2) 下水道供用開始の日から3年以内に排水設備工事をする方。
- (3) 市税等を完納している方。
- (4) 融資を受けた資金の償還能力を有する方。
- (5) 確実な連帯保証人が1人ある方。



〈連帯保証人について〉

- ・市内に在住し、独立の生計を営むもの。
- ・市税等を完納しており、償還能力を有する方。
- ・申請者の親、配偶者、子等でも、収入があり、被扶養者でなければ可となります。（専業主婦、学生、パート勤務者は不可）
- ・連帯保証人が市内にいない場合には、市外でも金融機関の了解が得られれば可となります（原則として、融資を受ける際に金融機関へ出向くことができること）。申請者から金融機関に直接確認してください。

3 融資あっせんの内容

借入限度額	<p><u>1戸につき、60万円を限度に排水設備工事金額を超えない範囲の1万円単位の額。</u></p> <p>（例）工事金額が645,300円→借入額600,000円 工事金額が275,000円→借入額270,000円</p> <p>① 借入額は、申請者に振り込まれるのではなく、指定工事店に直接振り込まれます。<u>指定工事店への振り込み手数料は、申請者のご負担となります。</u></p> <p>② 借入限度額を超えた分や、工事費用の端数（1万円未満）分については、申請者から指定工事店へ直接お支払い下さい。</p>
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 36回（3年間）以内 ・ 元金均等月賦償還（利子は市が全額補給します。）

4 必要書類

- (1) 「水洗便所等改造資金融資あっせん申込書」
- (2) 「誓約書」
- (3) 「排水設備調書」（指定工事店が作成。）
- (4) 「連帯保証人の印鑑登録証明書」

※申込書には、登録印を押印してください。

なお、連帯保証人が市外の方であるなど、日進市に税情報がない場合には、以下の書類（最新年度のもの。ただし、3ヶ月以内の発行のものに限る。）が必要です。

(5) 課税証明書

- ・市県民税が非課税の場合でも、非課税であることの証明書が必要となります。
- ※固定資産税及び都市計画税は、該当される方のみで構いません。
- ※単独所有分と共有所有分の両方をお持ちの方は、単独所有分のみで証明書を構いません。

(6) 納税証明書

- ・市税等（市県民税、固定資産税及び都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税）に未納がないことを証明するもの。課税対象がない場合は、提出する必要はありません。

5 取扱金融機関

取扱金融機関は、以下のとおりです。なお、希望される金融機関の支店とお取引がない場合は、事前に金融機関窓口にて制度利用についてご相談ください。

- ・愛知銀行 赤池支店
- ・あいち尾東農業協同組合 日進支店
- ・十六銀行 赤池支店
- ・豊田信用金庫 日進支店
- ・愛知信用金庫 日進支店
- ・三十三銀行 日進支店
- ・瀬戸信用金庫 日進支店
- ・名古屋銀行 日進支店

6 手続きの流れ

手続きの流れは、以下のとおりです。なお、申請書類等に係る費用は、申請者のご負担となります。（◎・・・申請者に行ってください）

◎申請	「排水設備等工事計画確認申請書」（指定工事店が提出）及び「水洗便所等改造資金融資あっせん申込書」（個人情報等の関係で申請者が直接、提出しても構いません）に上記の必要書類を添えて、下水道課へ提出してください。 ① 市で利用条件等を審査後、金融機関に融資の可否を照会します。 <u>照会を受けた金融機関は、年齢など各金融機関の独自の基準により審査をします。この結果、融資を断られる場合もありますので、あらかじめご了承ください。</u>
審査	・市が上記の書類を元に、金融機関宛に審査の依頼を行います。 ※審査の関係で金融機関から連絡がある場合がございます。
通知	・金融機関からの回答を受け次第、市から申請者に融資の可否を郵送で通知いたします。
工事完了	・工事が完了したら、市の立会いのもと検査を行います。検査終了後、市から申請者に、金融機関と手続き（複数回、金融機関に足を運んでいただくこともあります）を行うよう、ご案内を郵送します。
◎契約手続き	・ご指定の金融機関で、融資契約手続きを行ってください。
手続き終了	・融資額は、直接指定工事店へ振り込まれ（融資実行日は毎月12日）、 <u>融資実行日の翌月から申請者の返済が開始されます。</u>

【問い合わせ先】

担 当 日進市都市整備部下水道課業務係
電 話 0561-73-2343 (ダイヤルイン)
ファックス 0561-73-1871